

農業者年金 ― 問 ― 答

貯金より年金 有利な年金

農業者年金に加入して保険料を納めるより自分で貯金した方が得ではないでしょうか。

① 今の社会を考えますと、一定の物価上昇というものを頭において将来の生活を設計していくことが大切であるということは、おわかりいただけると思

います。

そこで、例えば3割の物価上昇が続くとしますと、30歳で農業者年金に加入した場合、30年後の60歳時に受け取る経営移譲年金の額は月額約十六万一千円、5割の物価上昇が続くと約二十八万八千円となります。

また、65歳以降は10分の1の経営移譲年金と農業者老齢年金が受けられます。このようにして寿命の長さについて平均的な姿を想定して農業者年金から支給される年金総額を、自己貯蓄(定額預金、年利5.5%)で行った場合、毎月いくらずつ積み立てていかなければならないかを計算しますと、3割の場合は約一万七千二百円、5割の場合は約三万五千七百円が必要な額に

なります。

② また、公的年金においては、税制上の優遇措置がいろいろあります。例えば、保険料についての所得控除、年金受給額についての老年者年金特別控除等がありますが、個人貯蓄の場合には(優)制度の三百万円を除けば利子、配当収入に対して35%の税金がかかります。したがって、このような税金を考えますと毎月積立てなければならぬ金額は3割の場合の一万七千二百円、5割の場合の三万五千七百円よりさらに大きな額になります。

これらのことを考えれば、どちらが有利であるかわかりただけだと思います。

住民票等が二百円に

4月1日から、住民票、印鑑証明、その他諸証明の手数料が1件二百円に改正されます。

改正されるもの
○ 住民票 (1件5枚まで二百円、6枚以上5枚増すごとに五十円増)

○ 各種証明 (印鑑証明・所得証明等)

○ 年金受給者の現況届

○ 図面の謄写

○ 公簿等の閲覧

なお、戸籍謄抄本の手料は改正されませんが、交付を第三者に依頼する時は、承諾書を持たせてください。

シュンラン展

色とりどりの花が芽吹いてきました。
家族揃って展示会にお出かけください。

場所 千葉県花植木センター
成田市天神峰字道場80-1

日時 4月11日～13日
午前9時～午後4時半

お知らせコーナー

4月の各相談室の開設日は、次のとおりです。お気軽にご利用ください。

健康相談 (第2・4火曜)

4月8日 上堺会館
4月22日 文化会館
(午後1時半～3時)

※40歳以上の方は、健康手帳をご持参ください。

教育相談 (毎火曜)

4月1・8・15・22日

○ ところ 中央公民館 談話室
(午後1時半～4時半)

※電話でも相談に応じます。

行政相談 (第4火曜)

4月24日
○ ところ 中央公民館
(午前9時～11時半)

人権相談 (第1・3火曜)

4月1・15日
○ ところ 中央公民館
(午後1時～4時)

心配ごと相談 (毎火曜)

4月1・8・15・22日
○ ところ 中央公民館
(午後1時～4時)

軍人軍属恩欠者全国連盟 公益法人として認可なる

恩給未受給者は連絡を

かねてより進めておりました軍人軍属恩欠者全国連盟の社団法人化について、3月1日付けで総理府、厚生省より認可され任意団体から公認団体になりました。

61年度の子算額は、昨年並の一億五千七百万円が調査費として計上されました。

なお、現在恩給未受給者の実情調査が行われております。旧軍人軍属で恩給未受給者の方は、役員までご連絡ください。

連絡先
桜井 敏雄 (☎②2259)

お知らせコーナー